

## 笠岡市地域包括支援センター重要事項説明書

### 1 事業所

事業所の名称	笠岡市地域包括支援センター
事業所番号	3300500018
事業所の所在地	笠岡市十一番町1-3 笠岡市保健センター内
設置者	社会福祉法人 笠岡市社会福祉協議会 会 長 濱 田 仁 海
電話番号	0865-62-6662 夜間・休日 080-6329-3081
FAX番号	0865-62-5702

### 2 事業所の概要

業務日	月曜日から金曜日 ただし、祝祭日及び年末年始（12月29日～1月3日）を除く												
業務時間	午前8時30分から午後5時15分まで												
事業の実施地域	笠岡市全域												
職員の体制	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">所長</td> <td style="text-align: right;">1名</td> </tr> <tr> <td>保健師または看護師</td> <td style="text-align: right;">2名以上</td> </tr> <tr> <td>主任介護支援専門員</td> <td style="text-align: right;">2名以上</td> </tr> <tr> <td>社会福祉士または社会福祉主事</td> <td style="text-align: right;">2名以上</td> </tr> <tr> <td>介護支援専門員</td> <td style="text-align: right;">10名以上</td> </tr> <tr> <td>事務職員</td> <td style="text-align: right;">2名</td> </tr> </table>	所長	1名	保健師または看護師	2名以上	主任介護支援専門員	2名以上	社会福祉士または社会福祉主事	2名以上	介護支援専門員	10名以上	事務職員	2名
所長	1名												
保健師または看護師	2名以上												
主任介護支援専門員	2名以上												
社会福祉士または社会福祉主事	2名以上												
介護支援専門員	10名以上												
事務職員	2名												

※その他必要に応じて業務の遂行に必要な職員を置くものとする。

地域包括支援センターから業務の一部を委託する指定居宅介護支援事業者

事業所名	
所在地	
連絡先	電話 (            )            -

### 3 事業の目的と運営方針

可能な限り自立した居宅生活を継続できるように、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って中立公正に介護計画書（ケアプラン）を作成し、サービスの管理・調整を行います。

#### 4 業務内容

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント担当職員等は、介護保険法等の関係法令の定めるところにより、利用者に対し下記の業務を行います。但しケアマネジメントCは必要時のみ行います。

- (1) 必要に応じて要介護認定の申請の援助・代行
- (2) 利用者の現在の生活状況における解決すべき課題の把握，及びケアプランの作成と定期的な評価のもとに，必要に応じて計画の変更
- (3) 3カ月に1回は利用者の居宅を訪問し，適切な期間に計画の実践状況の把握。状況に応じてテレビ電話等の活用
- (4) サービス担当者会議，地域ケア会議等による連絡調整
- (5) ケアプランに位置付けた介護予防サービス等について，その種類・内容・利用料等について利用者，もしくは家族等に対しての説明
- (6) 施設入所希望の場合は，紹介等の支援

また，ケアプランに位置付けるサービスについて，複数の事業所の紹介やサービスに位置付けられた理由を求めることができます。

#### 5 記録の保管

ケアプランにおけるサービスの提供に関して作成した記録，書面を，作成完了後2年間保存し，利用者及び家族の求めに対して閲覧に応じ，又は実費負担によりその写しを交付します。

#### 6 身分証携行義務

職員は，常に身分証を携行し，訪問時に利用者や家族から提示を求められた時はいつでも提示します。

#### 7 介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの利用料金

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントに関するサービス利用料金について，事業者が法律の規定に基づいて，介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領する場合（法定代理受領）は，利用者の自己負担はございません。ただし，利用者の介護保険料の滞納等により，当事業所が介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領することができない場合は，サービス料金をお支払いいただく場合があります。

#### 8 医療サービスの利用等

事業者は，利用者が医療サービスの利用を希望している場合等は，書面により同意を得て主治医の意見を求めるものとします。

事業者は，ケアプランに医療サービスを位置づける場合には，主治医等の指示がある場合に限りこれを行うものとし，医療サービス以外の介護予防サー

ビス等を位置づける場合は、介護予防サービス等にかかる主治医の医学的観点からの留意事項が示されているときは、これを尊重して行うものとします。また、意見を求めた主治医に対してケアプランを交付します。

## 9 緊急時または事故発生時の対応等

担当職員等は、介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの実施中に、利用者の病状等に急変・事故が発生したときは、速やかに関係機関、主治医等に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとします。

感染症や非常災害の発生時においては、利用者に対する指定介護予防支援事業の提供を継続的に実施するため及び非常時体制での早期業務再開を図るための計画を策定し必要な措置を講じます。感染症の予防、まん延防止のための対策に努めます。

## 10 秘密保持等

事業者は、サービスを提供するうえで知り得たご利用者及びご家族に関する秘密・個人情報については、ご利用者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合など、正当な理由がある場合を除いて、契約中及び契約終了後、第三者に漏らすことはありません。

### 11 損害賠償

事業所は、対人・対物賠償保険へ加入し、介護予防支援・介護予防ケアマネジメントの提供にあたり、賠償すべき損害が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

### 12 相談苦情申立窓口及び体制

事業者もしくは委託事業者に対する苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

- 苦情受付窓口 笠岡市地域包括支援センター
- 受付時間 月曜日～金曜日 午前8時30分から午後5時15分まで  
(ただし、12月29日から1月3日は除きます。)
- TEL 0865-62-6662
- FAX 0865-62-5702

### 処理手順

窓口担当者から管理者、所長へ報告を行い、その対応・処理にあたっては、利用者、もしくはその家族から状況聞き取り、実態調査、確認を行った上で、対応を行います。

その他の窓口

■笠岡市健康福祉部長寿支援課

平日 午前8時30分から午後5時15分

TEL 0865-69-2139

FAX 0865-69-2180

■岡山県国民健康保険団体連合会介護保険課

平日 午前8時30分から午後5時

TEL 086-223-8811

FAX 086-223-9105

当事業者は、ご利用者に対する介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供にあたり、ご利用者等に対して本書面に基づいて上記重要事項を説明しました。

(事業者)

住 所 笠岡市十一番町1-3

事業所名 笠岡市地域包括支援センター

説 明 者 印

私(利用者)は、本書面に基づいて事業者から上記重要事項の説明を受け、介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供開始に同意します。

令和 年 月 日

(利用者)

住 所 笠岡市

氏 名 印

(利用者の家族等の代理人)

住 所

利用者との続柄

氏 名 印